

<第8回市場公募地方債発行団体合同IR説明会>

地方債制度の現状について

平成21年10月29日

総務省自治財政局地方債課長
満田 誉

地方債の信用維持の仕組み

1 国における制度的対応

- (1) 地方税、地方交付税制度に基づくマクロ・ミクロ両面からの財源保障
- (2) 地方財政法に基づく早期是正措置としての地方債許可制度
- (3) 地方公共団体財政健全化法に基づく財政の早期健全化・再生

2 地方公共団体における対応

- (1) 行財政改革の推進、平成の大合併
- (2) 地域活性化施策の推進による税源の確保
- (3) 財務情報の開示、IRの推進

3 その他

- (1) 第三セクター等の経営改革
- (2) 地方公会計の取組

地方債の元利償還金の地方財政計画によるマクロベースでの財源保障

〔地財計画〕

標準的歳出

警察・消防、教育、社会保障、公共事業、**公債費** 等

標準的歳入

地方税、地方交付税（法定率分等）、地方債、国庫支出金等

地方財源不足
(平成21年度 10.5兆円)

地方財源不足額について地方財政対策による補てん措置を講じ、公債費を含めた地方財政計画の歳出と歳入を均衡させることにより、マクロベースでの財源保障

〈根拠条文〉

地方交付税法第7条（歳入歳出総額の見込額の提出及び公表の義務）

内閣は、毎年度左に掲げる事項を記載した翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類を作成し、これを国会に提出するとともに、一般に公表しなければならない。

- 一 地方団体の歳入総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
 - イ 各税目ごとの課税標準額、税率、調定見込額及び徴収見込額
 - ロ 使用料及び手数料
 - ハ 起債額
 - ニ 国庫支出金
 - ホ 雑収入
- 二 地方団体の歳出総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
 - イ 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額
 - ロ 国庫支出金に基く経費の総額
 - ハ 地方債の利子及び元金償還金

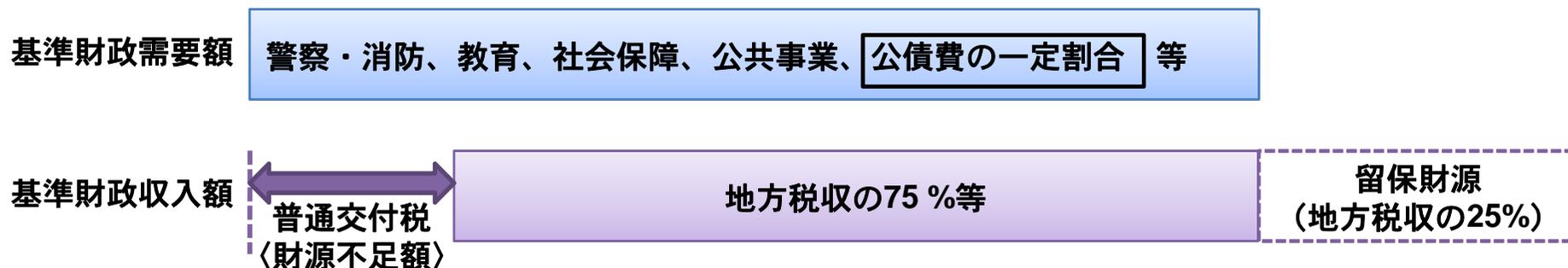
地方財政法第5条の3（地方債の協議等）

4 総務大臣又は都道府県知事が第1項に規定する協議において同意をした地方債に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法（昭和25年法律第211号）第7条の定めるところにより、同条第2号の地方団体の歳出総額の見込額に算入されるものとする。

※同法第5条の4（地方債についての関与の特例）

6 前条第1項ただし書の規定は、第1項及び第3項から第5項までの規定により許可を受けなければならないものとされる場合について、同条第3項の規定は、第1項及び第3項から第5項までに規定する許可を得た地方債について、同条第4項の規定は、第1項及び第3項から第5項までに規定する許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費について準用する。

地方債の元利償還金の地方交付税措置によるミクロベースでの財源保障



基準財政需要額が基準財政収入額をこえる額（財源不足額）について普通交付税を交付することにより、公債費を含めた財政需要について、ミクロベースでの財源保障（基準財政需要額に算定されない部分は留保財源により対応）

〈根拠条文例〉

地方交付税法第 10 条（普通交付税の額の算定）

普通交付税は、毎年度、基準財政需要額が基準財政収入額をこえる地方団体に対して、次項に定めるところにより交付する。

2 各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額は、当該地方団体の基準財政需要額が基準財政収入額をこえる額とする。（以下略）

同法別表第一（第 12 条第 4 項（単位費用）関係）

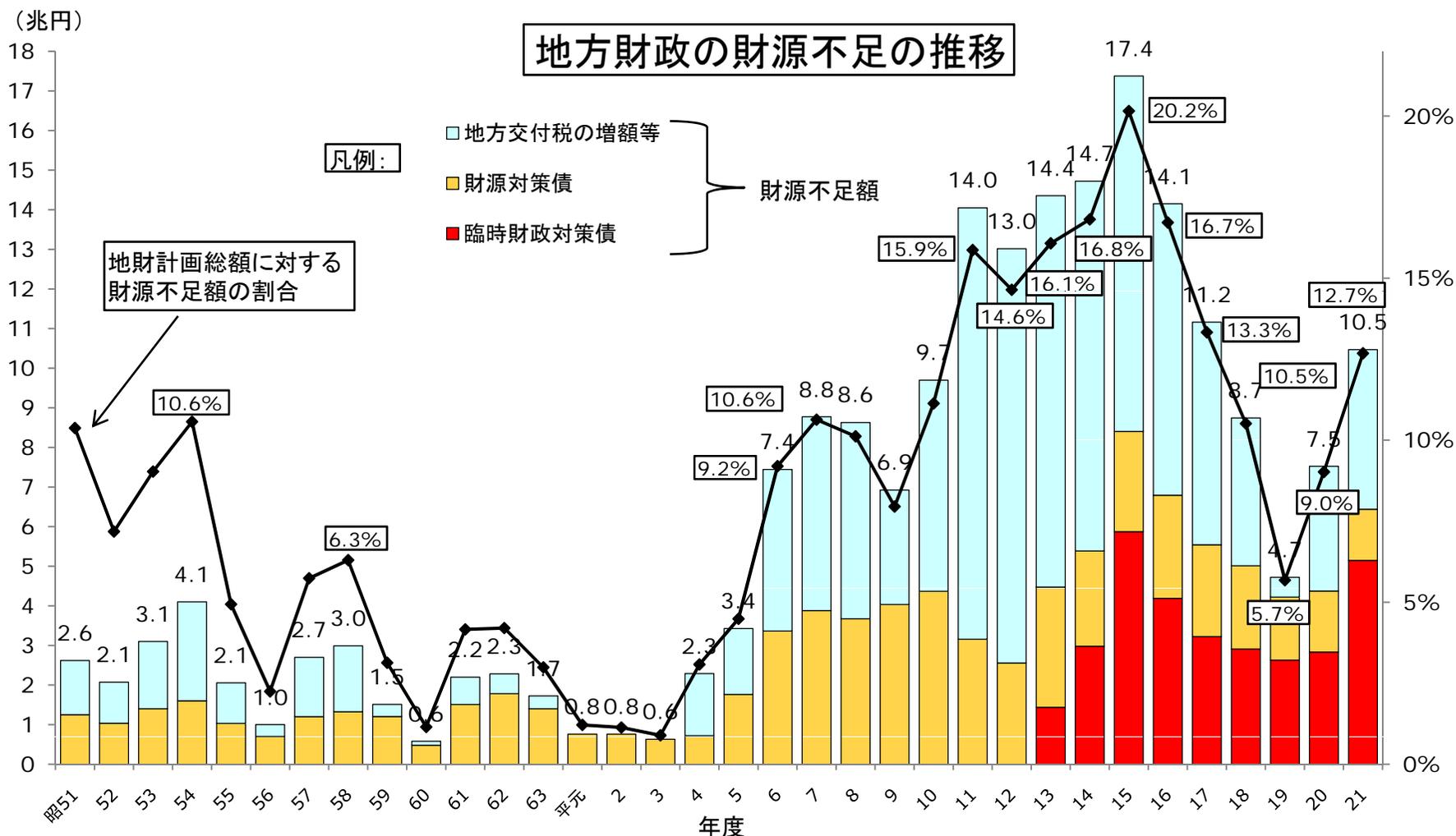
災害復旧事業債	95 % 算入
減収補てん債	75 % 算入
臨時財政対策債	100 % 算入
⋮	

同法附則第 5 条（特別の地方債に係る償還費の基準財政需要額への算入）

過疎対策事業債	70 % 算入
公害防止事業債	50 % 算入
⋮	

地方財政の財源不足の状況

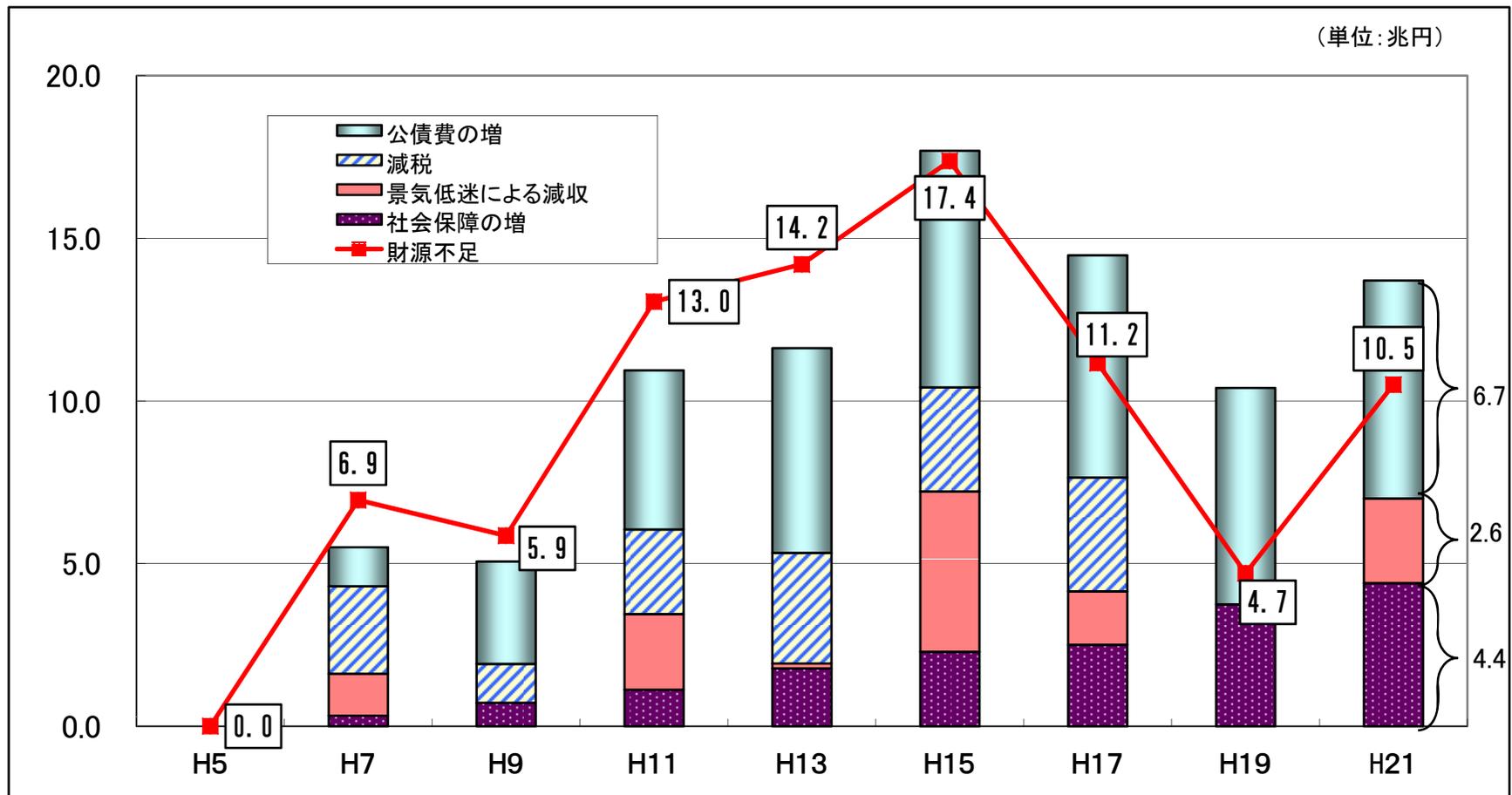
○景気後退に伴い地方税や地方交付税の原資となる国税5税が急速に落ち込む一方で、公債費が高い水準で推移することや社会保障関係経費の自然増等により、平成21年度には10.5兆円の財源不足となり、地方財政計画の12.7%に達する規模となっている。



(注)財源不足額及び補てん措置は、補正後の額である(平成21年度は当初)。

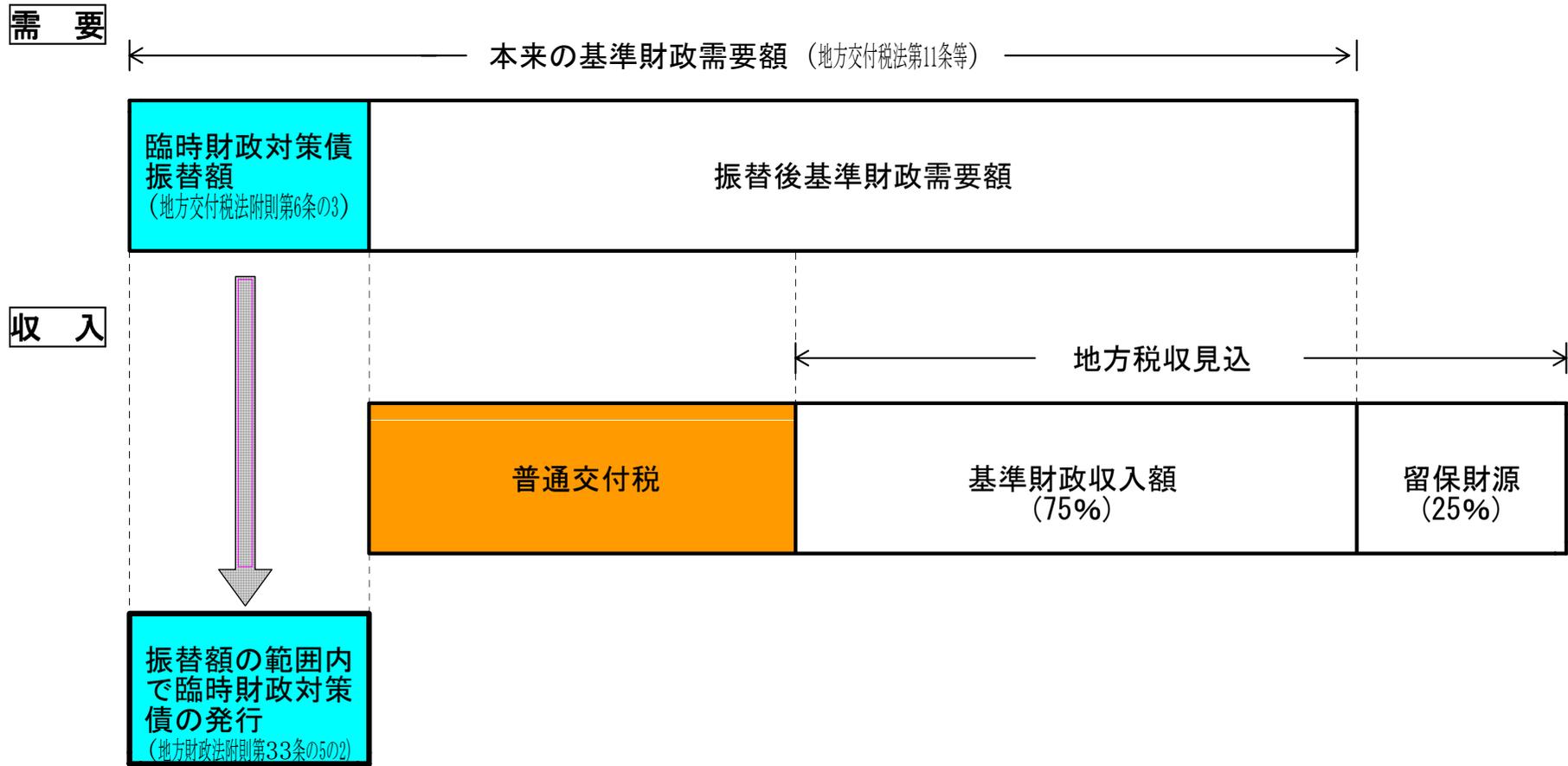
地方財源不足の推移と主な要因

- 財源不足が増加してきたのは、景気の低迷に加え、減税や景気対策など国の施策に地方が協力してきたことによる公債費の増嵩が主な原因。
- 景気後退に伴う地方税・国税5税の減収等により、平成21年度は財源不足が大幅に拡大。



※ 「公債費の増」「景気低迷による減収」「社会保障の増」は、H5年度からの増減。

臨時財政対策債の仕組み【平成21年度】



各地方団体の臨時財政対策債振替額 = 人口(国勢調査人口) × 単価

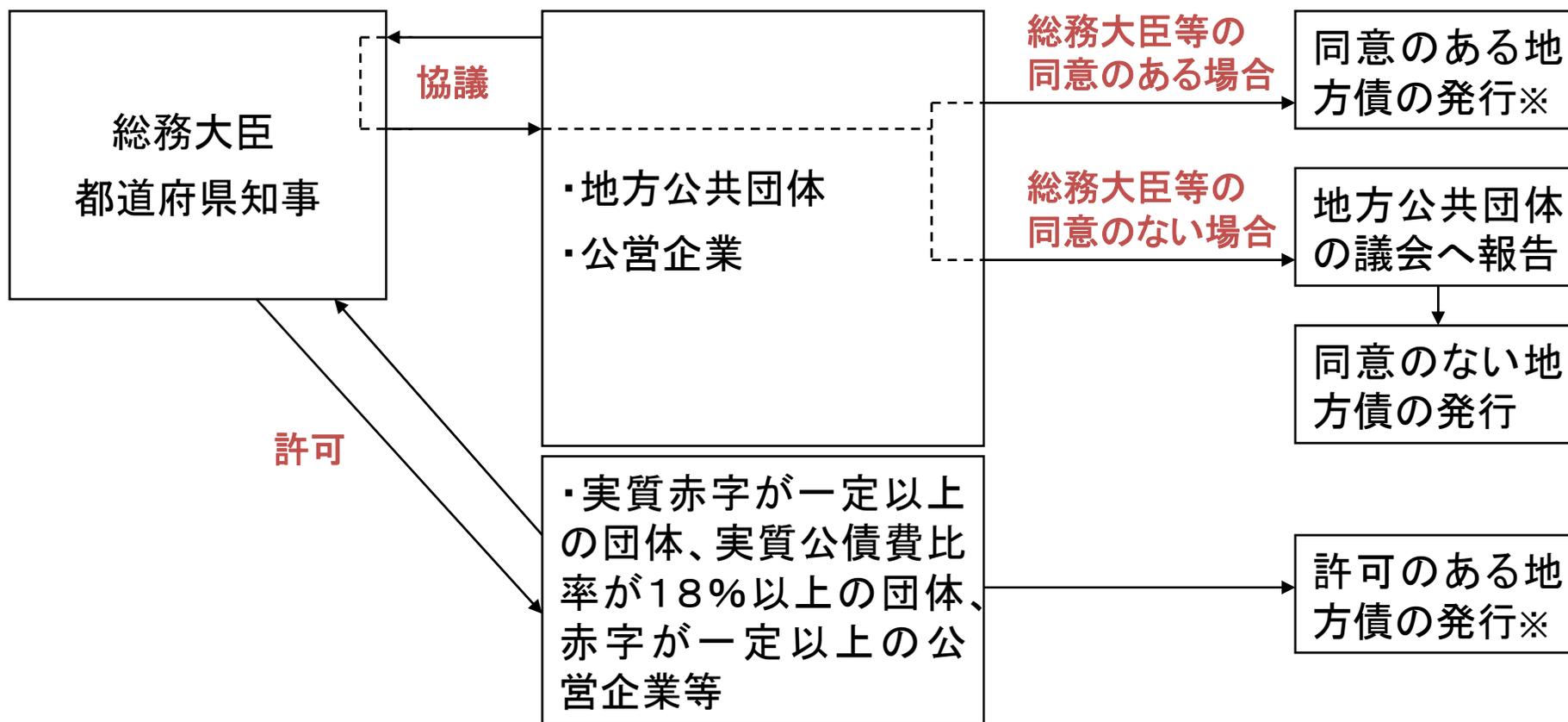
(地方交付税法附則第6条の3)

道府県27,491円 × 人口規模による行政コスト等の補正
市町村11,844円

具体的算定式は総務省令に規定

地方債協議制度の仕組み

- 平成18年度から、原則として地方債の発行を自由とする協議制度へ移行
(平成17年度までは、地方債の発行は原則禁止とされ、許可が必要)



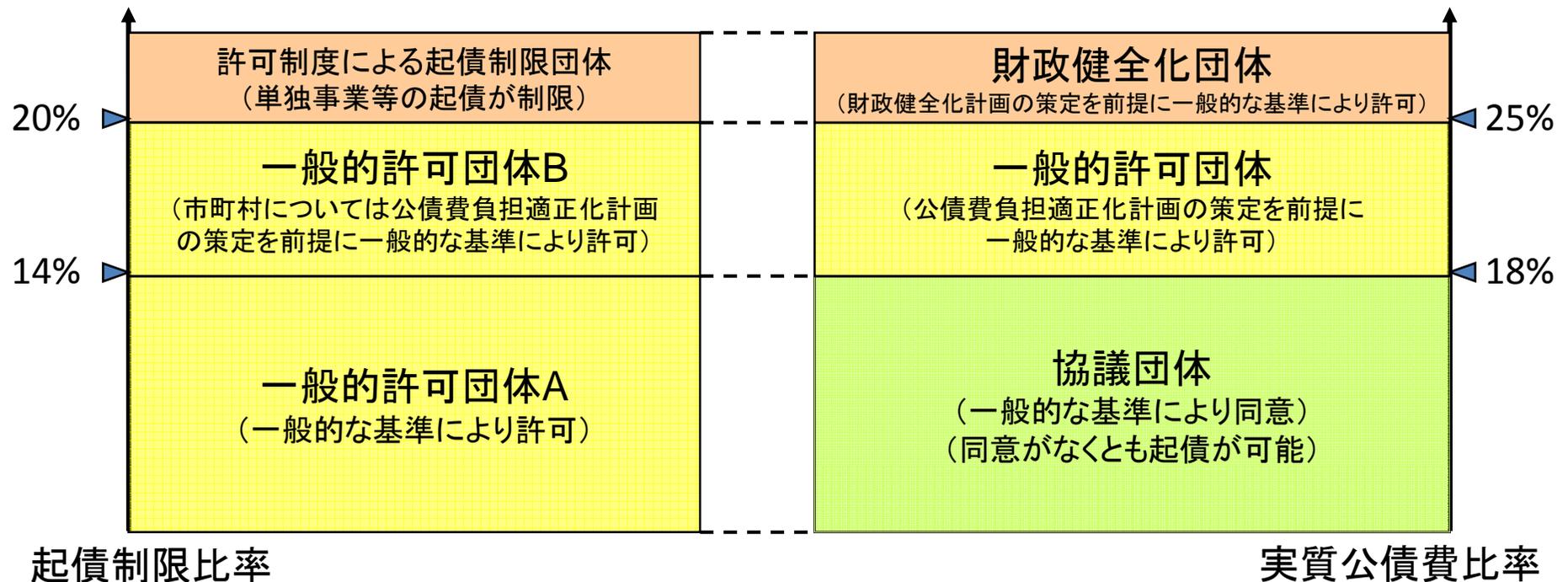
※総務大臣等の同意(許可)のある地方債に対し、
・公的資金の充当
・元利償還金の地方財政計画への算入

実質公債費比率に係る早期是正措置の枠組み

- 標準的一般財源の規模に対する公債費相当額の割合を測る指標を、厳格化、透明化の観点から一定の見直し → **実質公債費比率を導入**
- 実質公債費比率18%以上の団体は、公債費負担適正化計画の内容・実施状況に応じて許可
- 財政健全化団体は、財政健全化計画の内容・実施状況に応じて許可

平成17年度までの許可制度

現行の協議制度



地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

健全段階

- 指標の整備と情報開示の徹底
 - ・フロー指標：
 - 実質赤字比率、連結実質赤字比率、
 - 実質公債費比率
 - ・ストック指標：
 - 将来負担比率＝公社・三セク等を含めた実質的負債による指標
- 監査委員の審査に付し議会に報告し公表

財政の早期健全化

- 自主的な改善努力による財政健全化
 - ・財政健全化計画の策定（議会の議決）、外部監査の要求の義務付け
 - ・実施状況を毎年度議会に報告し公表
 - ・早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な勧告

財政の再生

- 国等の関与による確実な再生
 - ・財政再生計画の策定（議会の議決）、外部監査の要求の義務付け
 - ・財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を求めることができる
 - 【同意無】
 - ・災害復旧事業等を除き、地方債の起債を制限
 - 【同意有】
 - ・収支不足額を振り替えるため、償還年限が計画期間内である地方債（再生振替特例債）の起債可
 - ・財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては予算の変更等を勧告

公営企業の経営の健全化

（健全財政）

（財政悪化）

早期健全化基準

財政再生基準

実質公債費比率

25 %

35 %

実質赤字比率

〔 都道府県：3.75 %
市町村：11.25～15 %

〔 都道府県：5 %
市町村：20 %

連結実質赤字比率

〔 都道府県：8.75 %
市町村：16.25～20 %

〔 都道府県：15 %
市町村：30 %

将来負担比率

〔 都道府県：400 %
市町村：350 %

資金不足比率

20 %

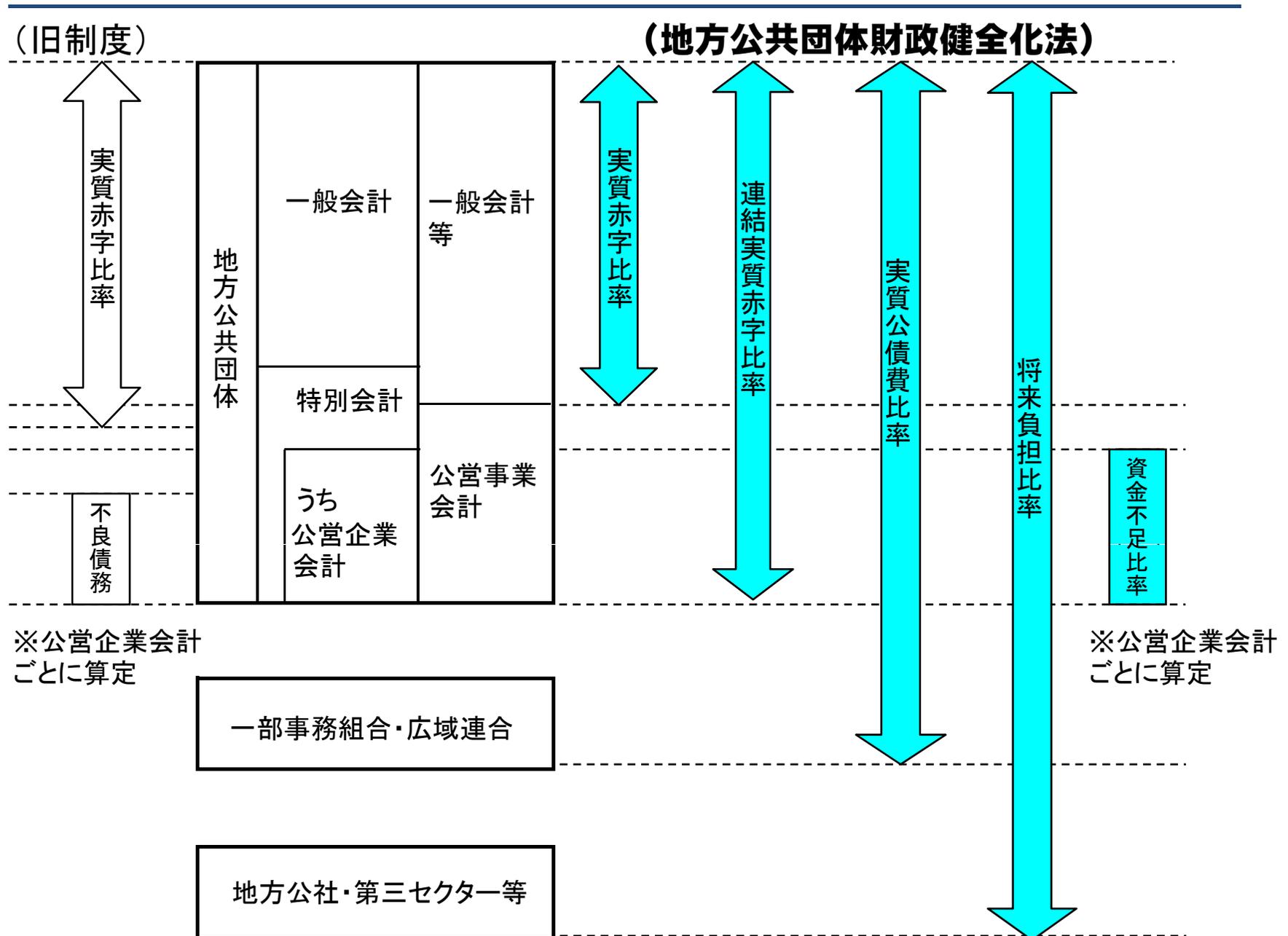
（公営企業ごと）

経営健全化基準

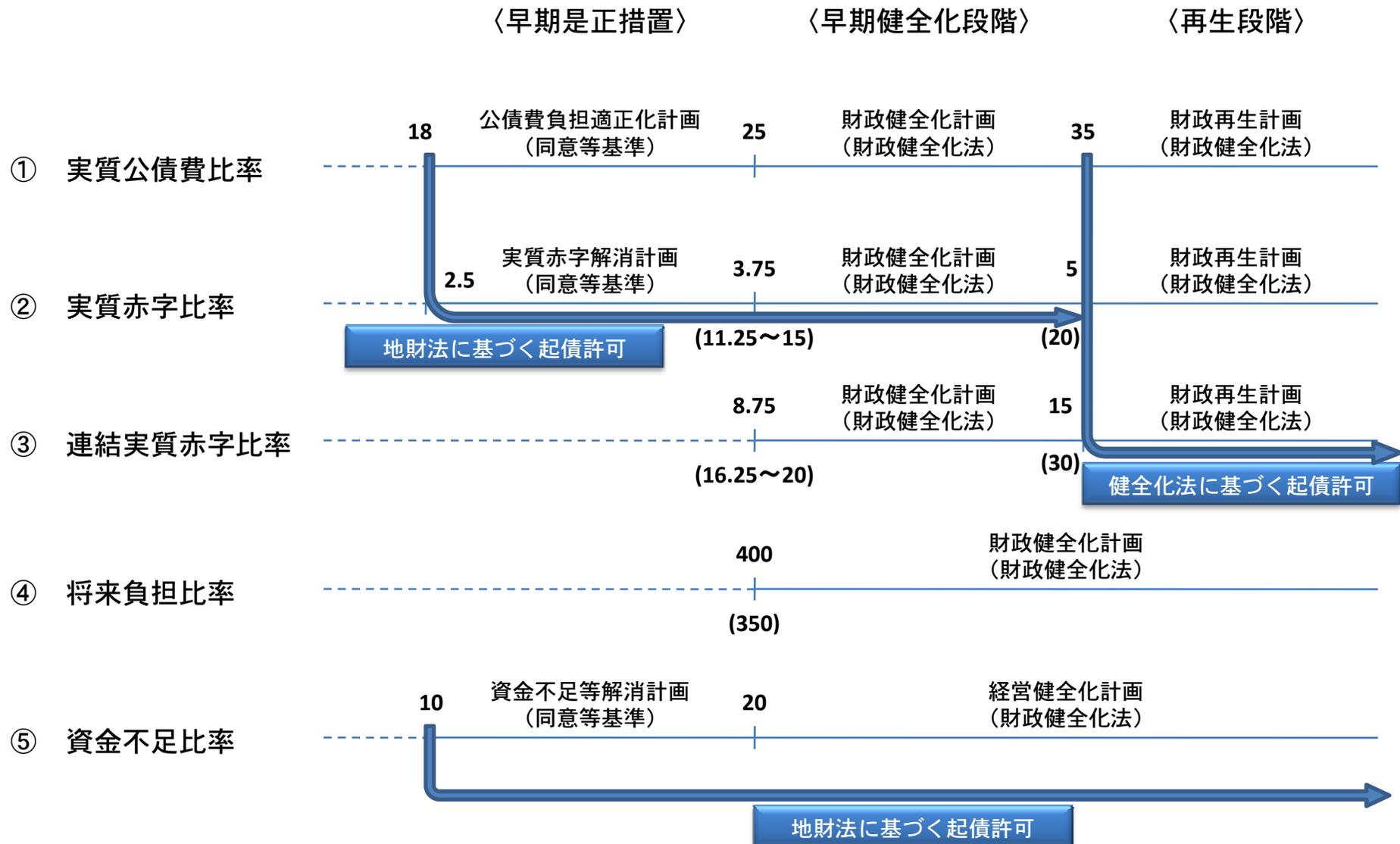
3年間（平成21年度から平成23年度）の経過的な基準
都道府県は25%→25%→20%
市区町村は40%→40%→35%
を設けている。

指標の公表は2007年度決算から、
財政健全化計画の策定の義務付け等は2008年度決算から適用

健全化判断比率等の対象について



地方債協議制度における早期是正措置と財政健全化法



平成20年度決算に基づく健全化判断比率等の概要（速報）①

I. 健全化判断比率の状況

平成21年10月2日公表

- 早期健全化基準以上である団体 **20年度決算：22市町村**
- うち、財政再生基準以上の団体 **20年度決算：1市**

1. 実質赤字比率

- 2団体が早期健全化基準以上（うち1団体が財政再生基準以上）
- 実質赤字額があるのは、市区町村で19団体

2. 連結実質赤字比率

- 2団体が早期健全化基準以上（うち1団体が財政再生基準以上）
- 連結実質赤字額があるのは、市区町村で39団体

◆ 早期健全化基準以上である団体の実質赤字比率

（単位：％）

都道府県名	市区町村名	実質赤字比率
北海道	夕張市	703.60 (15.00)
奈良県	御所市	16.31 (13.74)

- （注） 1. 実質赤字比率の高い順に記載している。
 2. ()内の数値は、各団体の早期健全化基準（財政規模に応じ11.25%～15%）である。
 3. 夕張市の実質赤字比率は、財政再生基準（20%）以上である。

◆ 早期健全化基準以上である団体の連結実質赤字比率

（単位：％）

都道府県名	市区町村名	連結実質赤字比率
北海道	夕張市	705.67 (20.00)
大阪府	泉佐野市	26.42 (17.44)

- （注） 1. 連結実質赤字比率の高い順に記載している。
 2. ()内の数値は、各団体の早期健全化基準（財政規模に応じ16.25%～20%）である。
 3. 夕張市の連結実質赤字比率は、財政再生基準（平成21年度に適用される40%）以上である。

平成20年度決算に基づく健全化判断比率等の概要（速報）②

3. 実質公債費比率

- 20団体が早期健全化基準以上（うち1団体が財政再生基準以上）
- 20団体はすべて市区町村
- 都道府県の平均値は12.8%、市区町村は11.8%

4. 将来負担比率

- 3団体が早期健全化基準以上
- 3団体はすべて市区町村
- 都道府県の平均値は219.3%、市区町村は100.9%

◆ 早期健全化基準以上である団体の実質公債費比率

(単位: %)

都道府県名	市区町村名	実質公債費比率
北海道	夕張市	42.1
長野県	王滝村	32.1
鳥取県	日野町	30.2
北海道	洞爺湖町	29.8
福島県	双葉町	29.4
沖縄県	伊平屋村	29.0
北海道	江差町	28.6
北海道	中頓別町	28.3
北海道	浜頓別町	28.2
高知県	安芸市	27.6
沖縄県	座間味村	27.4
沖縄県	伊是名村	27.4
北海道	歌志内市	26.8
群馬県	嬭恋村	26.7
兵庫県	香美町	26.6
北海道	由仁町	26.4
奈良県	上牧町	26.4
北海道	利尻町	26.2
山形県	新庄市	25.9
奈良県	御所市	25.8

- (注) 1. 実質公債費比率の高い順に記載している。
 2. 実質公債費比率の早期健全化基準は、25%である。
 3. 夕張市の実質公債費比率は、財政再生基準(35%)以上である。

◆ 早期健全化基準以上である団体の将来負担比率

(単位: %)

都道府県名	市区町村名	将来負担比率
北海道	夕張市	1164.0
大阪府	泉佐野市	393.5
青森県	大鰐町	392.6

- (注) 1. 将来負担比率の高い順に記載している。
 2. 将来負担比率の早期健全化基準は、都道府県・政令市が400%であり、市区町村が350%である。

平成20年度決算に基づく健全化判断比率等の概要（速報）③

Ⅱ. 資金不足比率の状況

資金不足比率

- 全7,344公営企業会計中、61会計が経営健全化基準以上
- 資金の不足額がある公営企業会計は202会計

◆ 経営健全化基準以上である公営企業会計数

	都道府県	政令市	市区町村	一部事務組合等	合計
水道事業	0 / 26	0 / 18	2 / 1,247	0 / 99	2 / 1,390
簡易水道事業	0 / 1	0 / 6	4 / 908	0 / 3	4 / 918
工業用水道事業	0 / 41	0 / 8	0 / 94	0 / 9	0 / 152
交通事業	0 / 3	3 / 20	7 / 68	0 / 3	10 / 94
電気事業	0 / 28	0 / 4	0 / 28	0 / 3	0 / 63
ガス事業	0 / 0	0 / 1	0 / 30	0 / 1	0 / 32
港湾整備事業	0 / 32	0 / 4	0 / 36	0 / 6	0 / 78
病院事業	0 / 48	0 / 18	8 / 512	2 / 80	10 / 658
市場事業	0 / 8	1 / 18	2 / 138	0 / 11	3 / 175
と畜場事業	0 / 2	0 / 6	1 / 44	0 / 13	1 / 65
宅地造成事業	0 / 53	0 / 24	9 / 444	3 / 8	12 / 529
下水道事業	0 / 45	0 / 27	6 / 2,616	0 / 22	6 / 2,710
観光施設事業	0 / 5	0 / 6	12 / 325	0 / 2	12 / 338
その他事業	0 / 17	0 / 0	1 / 83	0 / 42	1 / 142
合計	0 / 309	4 / 160	52 / 6,573	5 / 302	61 / 7,344

(注)分母は事業種類別の公営企業会計数である。

地方公共団体の財務書類の整備状況

平成19年度決算に係る財務書類の整備状況

平成21年3月31日時点

	都道府県		市区町村	
	指定都市	指定都市を除く 市区町村	指定都市	指定都市を除く 市区町村
作成に着手済	47 (100.0%)	1,371 (76.2%)	17 (100.0%)	1,354 (75.9%)
基準モデル	0 (-)	37 (2.7%)	2 (11.8%)	35 (2.6%)
作成済	0 (-)	11 (29.7%)	0 (-)	11 (31.4%)
作成中	0 (-)	26 (70.3%)	2 (100.0%)	24 (68.6%)
総務省方式改訂モデル	7 (14.9%)	577 (42.1%)	5 (29.4%)	572 (42.2%)
作成済	6 (85.7%)	201 (34.8%)	4 (80.0%)	197 (34.4%)
作成中	1 (14.3%)	376 (65.2%)	1 (20.0%)	375 (65.6%)
総務省方式	37 (78.7%)	735 (53.6%)	10 (58.8%)	725 (53.5%)
作成済	37 (100.0%)	686 (93.3%)	10 (100.0%)	676 (93.2%)
作成中	0 (-)	49 (6.7%)	0 (-)	49 (6.8%)
その他のモデル	3 (6.4%)	22 (1.6%)	0 (-)	22 (1.6%)
作成済	3 (100.0%)	17 (77.3%)	0 (-)	17 (77.3%)
作成中	0 (-)	5 (22.7%)	0 (-)	5 (22.7%)
未作成	0 (-)	429 (23.8%)	0 (-)	429 (24.1%)

- 都道府県は全団体で作成に着手済
- 市区町村は、1,371団体(76.2%)が作成に着手済(前年比75団体増)
- 都道府県では7団体(14.9%)、指定都市では7団体(41.2%)、指定都市以外の市町村においては607団体(34.0%)が新地方公会計モデルで作成に着手済(全体で前年比428団体増)

※新地方公会計モデルとは、基準モデル及び総務省方式改訂モデルをさす

平成22年度地方交付税の概算要求の概要

平成21年10月15日公表

【要求の考え方】

三党連立政権合意・民主党マニフェストに基づき、交付税率の引上げを要求するとともに、事項要求を含め、地方交付税総額(出口ベース)を1兆円以上増額

三党連立政権合意書・民主党マニフェスト

- 「地域主権」を確立し、第一歩として、地方の自主財源を大幅に増やします。
- 地方が自由に使えるお金を増やし、自治体が地域のニーズに適切に応えられるようにする。

【要求内容】

(1) 財源不足は折半で補てんし、国負担分相当額について交付税率を引上げ3年間固定し、地方団体の予見性を高める。

○ 国負担相当額 4兆3,207億円(交付税率43.9%)

(2) 平成23年度以降の2年間の財源不足の変動は臨時財政対策債で調整し、地方財政の自律性を高める。

(3) 三位一体改革で削減された地方自主財源を復元する(事項要求)。なお、前提として、8月仮試算から補助事業の一定割合の削減を見込んでいる。

○ 復元額 所得税税源移譲額の交付税率相当額 ※ 試算額 所得税の8%相当=1兆1,512億円

【上記に基づく概算要求の姿】

○ 地方交付税(出口ベース) 15兆7,773億円+事項要求

※ 事項要求試算額を加えた額 16兆9,285億円(H21 15兆8,202億円)(H21比 +1兆1,082億円)

○ 地方交付税(入口ベース) 17兆1,557億円+事項要求

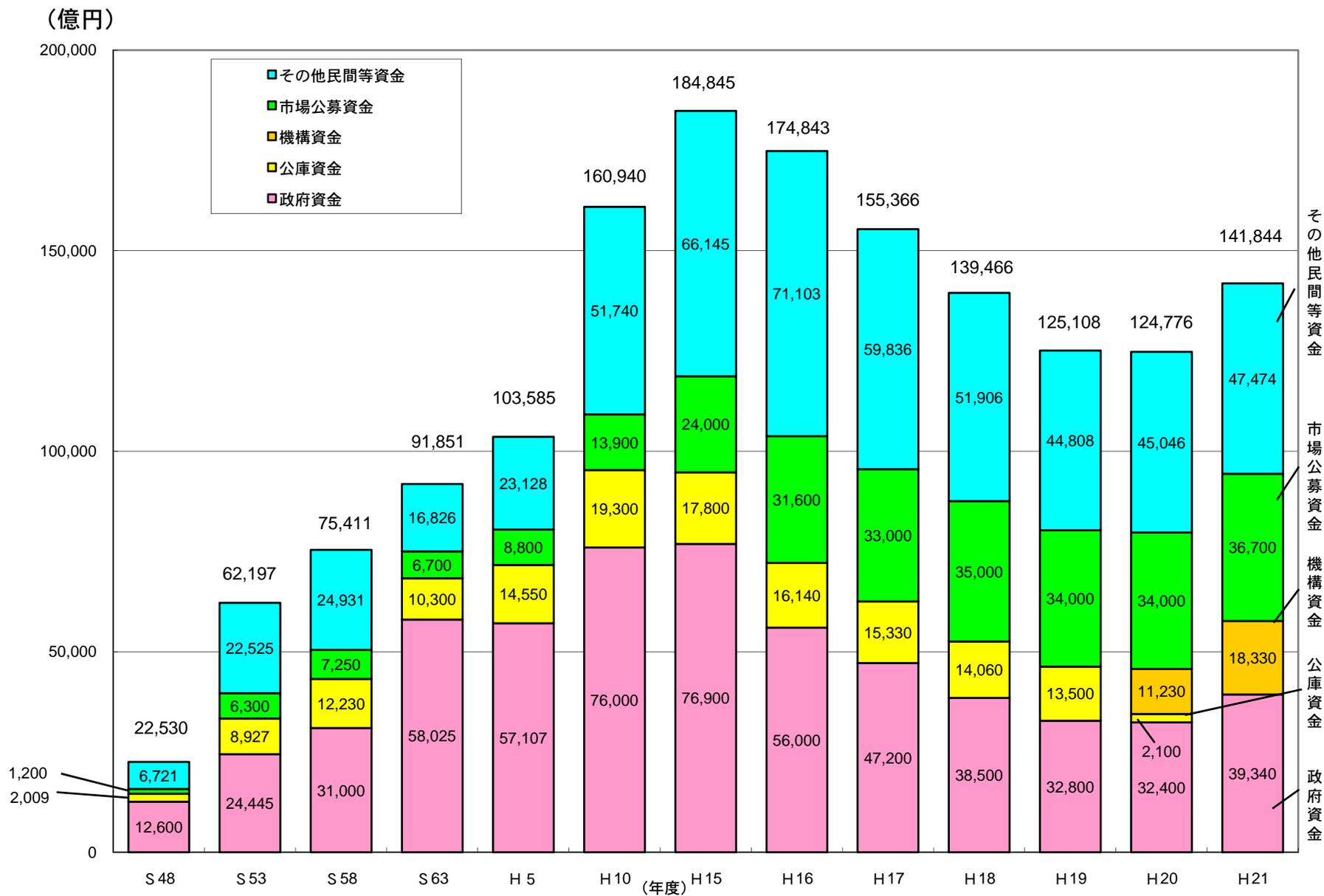
※ 事項要求試算額を加えた額 18兆3,069億円(H21 16兆1,113億円)(H21比 +2兆1,956億円)

※ この概算要求は仮置きの数であり、今後、経済情勢の推移、税制改正の内容、国の予算編成の動向等を踏まえ、地方財政の状況等について検討を加え、予算編成過程で調整するとともに、交付税率の引上げは事項要求(折半ルール国負担分を対象)とする。

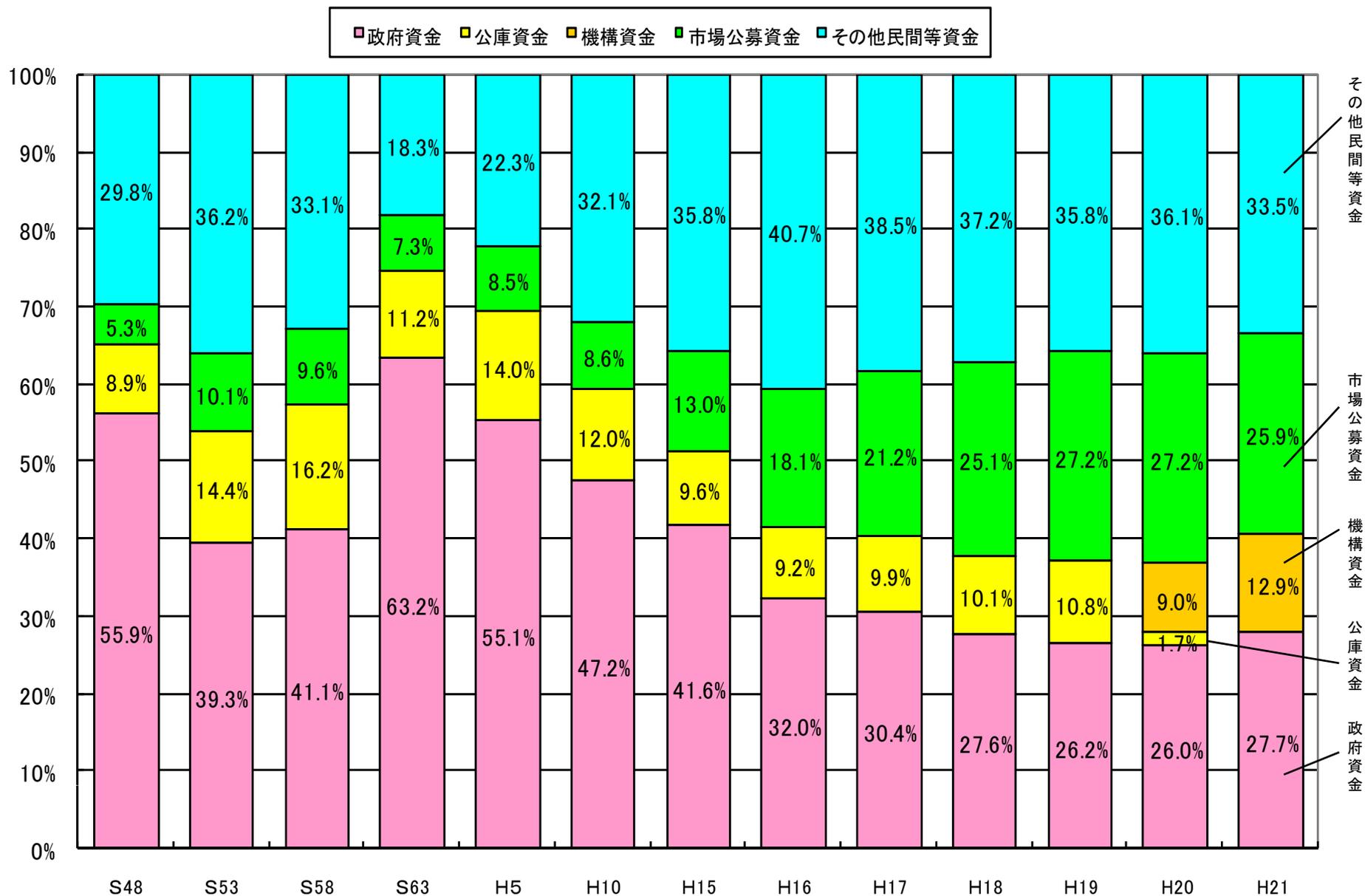
なお、「一括交付金化」、その後の新たな財政調整制度の創設の検討に応じ、3年間においても必要な調整を行う。

参 考 资 料

地方債計画額（当初）の推移（資金別）



地方債計画（当初）における資金別構成比の推移



全国型市場公募地方債発行団体の推移

	都道府県	政令指定都市	団体数 (累計)
昭和 27 年度	東京都、大阪府、兵庫県	横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市	8
昭和 48 年度	北海道、神奈川県、静岡県、愛知県、広島県、福岡県	札幌市、川崎市、北九州市、福岡市	18
昭和 50 年度	宮城県、埼玉県、千葉県、京都府		22
昭和 57 年度		広島市	23
平成元年度	茨城県、新潟県、長野県	仙台市	27
平成 6 年度		千葉市	28
平成 15 年度		さいたま市	29
平成 16 年度	福島県、群馬県、岐阜県、熊本県		33
平成 17 年度	鹿児島県	静岡市	35
平成 18 年度	島根県、大分県	堺市	38
平成 19 年度	山梨県、岡山県	新潟市、浜松市	42
平成 20 年度	栃木県、徳島県		44
平成 21 年度 (予定)	福井県、奈良県	岡山市	47

平成21年度全国型市場公募地方債発行予定額

(単位:億円)

団体	合計	10年債		3年債 5年債	20年債 30年債	団体	合計	10年債		3年債 5年債	20年債 30年債
		個別発行	共同発行					個別発行	共同発行		
北海道	3,600	1,800	600	1,200	-	徳島県	200	100	100	-	-
宮城県	830	-	480	350	-	福岡県	1,600	500	0	500	500
福島県	600	200	200	200	-	熊本県	500	100	300	100	-
茨城県	370	-	370	-	-	大分県	300	100	200	-	-
栃木県	100	100	-	-	-	鹿児島県	700	-	600	100	-
群馬県	200	200	-	-	-	札幌市	1,100	300	300	300	200
埼玉県	3,500	2,400	500	-	600	仙台市	610	-	460	150	-
千葉県	3,740	2,000	540	600	600	さいたま市	100	100	-	-	-
東京都	8,100	5,600	-	800	1,700	千葉市	700	300	400	-	-
神奈川県	4,400	2,000	600	1,200	600	川崎市	1,200	250	300	350	300
新潟県	1,200	600	600	-	-	横浜市	2,300	1,200	-	300	800
福井県	100	100	-	-	-	新潟市	200	100	100	-	-
山梨県	200	200	-	-	-	静岡市	150	-	150	-	-
長野県	800	-	600	200	-	浜松市	100	100	-	-	-
岐阜県	300	100	200	-	-	名古屋市	1,630	800	-	330	400
静岡県	3,000	1,100	600	800	500	京都市	1,350	300	600	350	100
愛知県	4,150	2,400	600	600	500	大阪市	2,950	1,200	600	400	500
京都府	1,500	400	600	300	200	堺市	100	100	-	-	-
大阪府	6,900	2,600	600	2,900	-	神戸市	1,200	200	400	100	500
兵庫県	3,900	1,400	600	1,400	500	岡山市	100	100	-	-	-
奈良県	100	-	-	100	-	広島市	800	400	400	-	-
島根県	200	-	-	200	-	北九州市	850	200	300	150	200
岡山県	300	200	100	-	-	福岡市	1,450	300	300	550	250
広島県	1,560	600	600	100	260	合計	69,840	30,750	13,900	14,630	9,210

(注)合計額には、償還年限未定分を含む。

共同発行市場公募債

33の地方団体が共同して発行する債券
(平成15年4月から毎月発行)

平成21年度発行予定:1兆3,900億円
10年満期一括償還

1 連帯債務方式

共同発行市場公募地方債は、地方財政法第5条の7※に基づき33団体が毎月連名で連帯債務を負う方式により発行

※地方財政法第5条の7

証券を発行する方法によつて地方債を起こす場合においては、二以上の地方公共団体は、議会の議決を経て共同して証券を発行することができる。この場合においては、これらの地方公共団体は、連帯して当該地方債の償還及び利息の支払の責めに任ずるものとする。

2 ファンド(流動性補完措置)

発行団体に万一の災害等に伴う不測の事態があっても、遅滞なく元利金償還が行えるよう、連帯債務とは別に各団体の減債基金の一部を募集受託銀行に預け入れる形で流動性補完を目的とするファンドを設置

【発行団体】(下線は今年度からの参加を予定している団体)

北海道、宮城県、福島県、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、徳島県、熊本県、大分県、鹿児島県、札幌市、仙台市、千葉市、川崎市、新潟市、静岡市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市

共同発行市場公募地方債発行団体の推移

(単位:億円)

年度	新規参加団体	脱退団体	団体数	発行額
H15	北海道・宮城県・茨城県・埼玉県・千葉県・神奈川県・新潟県・長野県・静岡県・愛知県・京都府・大阪府・兵庫県・広島県・福岡県・札幌市・仙台市・千葉市・川崎市・横浜市・名古屋市・京都市・大阪市・神戸市・広島市・北九州市・福岡市		27	8,470
H16			27	12,430
H17			27	13,080
H18	熊本県・鹿児島県		29	13,240
H19	大分県・静岡市	福岡県・横浜市・名古屋市	28	12,140
H20	岐阜県・新潟市		30	12,300
H21 (予定)	福島県・岡山県・徳島県		33	13,900

『住民参加型市場公募地方債』とは

- 主に自治体内の地域住民などから債券発行形式で資金を調達し、事業等に充当する市場公募地方債のひとつで、平成14年3月（平成13年度）に群馬県が全国初の「愛県債」を発行して以降、発行額、発行団体数ともに累増、地方公共団体の資金調達手法として定着しつつある。

- 住民公募債の制度目的には、以下のような点が挙げられる。
 - 住民の行政参加意識高揚
 - 住民に対する施策のPR
 - 資金調達手法の多様化
 - 個人金融資産の有効活用
 - 市場公募化のためのノウハウ習得 など